

**北方領土返還運動全国強調月間**

8月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。詳細は内閣府北方対策本部ホームページをご確認ください。  
 問合せ：内閣府 ☎03・5253・2111(大代表)

**米寿・白寿・百寿の方へ  
祝品などを贈呈します**

内容：①米寿・白寿の方]祝品1万円相当または祝金1万円【②百寿の方]記念品を贈呈します。  
 対象者の方へ通知を送付します。

申込・問合せ：①8月15日  
 頃までに長寿支援課 ☎982・5118 FAX共通②申し込み不要

**子どもの人権110番強化週間**

日時：8月26日(金)～9月1日(金)  
 午前8時30分～午後7時※  
 8月27日(土)・28日(日)は午前10時から午後5時まで  
 内容：法務局職員や埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権

委員会委員による電話相談 ☎0120・07・110(全国共通・無料)秘密は厳守します。  
 問合せ：さいたま方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507

**自筆証書遺言書保管制度を  
ご利用ください**

自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。保管制度を利用すると、遺言書の紛失、隠匿および改ざんなどを防止することができます。

問合せ：さいたま方法務局越谷支局 ☎048・966・1321

**交通遺児等援護一時金の  
給付申請について**

県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。※申請書は危機管理課で配布。

対象：県内に在住する令和3年4月1日以降に交通遺児等となった者(交通遺児等とな

った日現在18歳以下)

給付額：子ども1人につき10万円(1回のみ)

提出期限：令和4年11月給付分は令和4年8月31日(金)まで、令和5年5月給付分は令和5年2月28日(火)まで

問合せ：県交通安全対策協議会 ☎048・825・2011、県防犯・交通安全課 ☎048・830・2955

埼玉県 援護一時金 **検索**

**令和5・6年度入札参加資格  
審査申請(工事等)**

受付期間：【新規】9月1日(金)～22日(金)【更新】10月5日(金)～11月11日(金)【建設工事のみ更新】10月5日(金)～11月25日(金)

内容：令和5年4月1日(日)から令和7年3月31日(日)まで有効な入札参加資格の申請です。詳細は、県ホームページをご確認ください。

問合せ：県入札審査課 ☎048・830・5770 FAX048・830・4914



**保育施設・学童保育室令和5年  
4月からの利用申し込み**

令和5年4月からの市内保育施設と学童保育室の利用の申し込みが9月から始まり(事前予約必須)。持ち物などの詳細については広報よしかわ9月号で必ずご確認ください。各保育施設の紹介については下記QRコードからご覧いただけ



日時：9月24日(土)～10月7日(金)受付時間については9月1日(日)配布予定の利用案内などを確認ください)  
 不明な点や相談は左記へお問い合わせください。

問合せ：保育幼稚園課 ☎982・9528 FAX共通

**「就業構造基本調査」に  
ご協力をお願いします**

10月1日を基準日として、国民の就業・不就業の実態を明らかにする就業構造基本調査を実施します。

調査対象に選ばれた世帯には9月から調査員が訪問し、

調査票を配布します。調査にご協力をお願いします。  
 問合せ：庶務課 ☎940・1318

**「空き家」の所有者の方へ  
適正管理をお願いします**

誰も住まなくなり、適切な管理がされていない空き家とその敷地が、地域住民の生活環境などに悪影響を及ぼしています。空き家が放置されると、雑草や樹木の繁茂のみならず、屋根材などの飛散や倒壊事故、害虫などの発生にもつながります。空き家は個人の財産であり、維持管理は所有者の責務です。空き家を所有または管理している方は、定期的に空き家の状況を確認し、近隣の方々に迷惑が掛からないように、適切な維持管理をお願いします。

空き家に関するご相談は、左記窓口で受け付けています。  
 問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX共通

